

資産運用としての「株式保有」に関する意見

○公益法人（中間支援団体）

- ・法人だけでなく、学者の方ですら旧指導監督基準がまだ残っていると思っている人がおり、資産運用を阻む一番の要因になっている。運用に対する行政指導が地方にはあり、萎縮効果に繋がっていることについては是正して欲しい。
- ・資産運用は法人自治に属するものであり、行政の役割は法令上の制限を明確することであり、運用方針や内容を縛るべきではない。
- ・一部の公益法人では、理事に資産運用の専門家を入れて運用をしている。ただ、専門家を入れられない法人がほとんどであり、事業費を拡大させようと思っても、事業基盤は潤沢ではなく、それを運用によって賄おうとできる法人は限られる。
- ・企業財団においても親会社から財団への毎年の助成・寄附が負担になっており、財団の資産運用を増やし、その財団の財務基盤を自立させたいと考えているケースがある。
- ・直近のインフレを見ていると、2%物価が上がるということは、毎年同額の寄附を受けていても、その分収入が減っているのと同じ。ガイドラインで書くことではないが、リスクの考え方について、「インフレリスクやデフレリスクを考慮すべき」、「投資理論に基づいて投資を行うことで責任を果たす」ということを、何か別のところでメッセージを出せないだろうか。

○証券会社（公益法人の資産を運用）

- ・公益法人が資産運用をする目的はまちまちだが、最近では、設備投資や事業実施のために預金や債券を中心に運用をしていたものの、物価上昇により思いどおりの積立てができないため、インフレに対応するための運用手法（預金・債券以外）を検討する法人は増えている印象。一方で、元本変動リスクに関する説明責任のため、預金・債券以外での運用手法を躊躇している法人が多いと思われる。
- ・資産運用にあたり、運用規定の作成の相談や、大規模（100億円以上の資産を運用）からは運用委員会の設置や委員の紹介についての相談を受けることもある。
- ・ガイドラインを記載する際には、受け手（公益法人）がその記載がどのような位置づけなのか明確にわかるようにする必要がある。ガイドラインに書かれていることは、例示や推奨であっても、それが義務であったり、それ以外のやり方は禁じられているように捉えられることは大いにあり得る。
- ・公益法人（行政、学校法人等も含む）を担当する部署を独立して設置しているが、それは公益法人には公益法人の事業の特徴や特性があるからで、運用に関する提案もそれに応じたものである必要があるとの考え。
- ・資産運用に対する考え方は法人によってまちまちだが、中長期で実質的な資産価値を守るという観点よりも、説明責任の観点から単年度の資産額が目減り（含み損）を懸念することが多く、リスクを取ってまで増やすことを避ける考えもある。

以上